

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月11日

条例第24号

改正 平成28年9月8日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び村長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この

限りでない。

3 村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月8日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付又は移動支援等に関する事務等）
2 村長	大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年大衡村条例第21号）による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 心身障害者医療費助成の申請書受理、支給認定、支給認定の変更、

	支給認定の申請内容変更, 支給, 審査及び支払 (2) 心身障害者医療受給者証の交付, 再交付及び返還請求
3 村長	大衡村母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成16年大衡村条例第23号）による医療費助成に関する事務のうち, 母子・父子家庭医療費助成に係る認定及び支給に関する事務
4 村長	大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する条例（平成22年大衡村条例第19号）による医療費助成に関する事務のうち, 万葉すくすく子育てサポート医療費助成に係る認定及び支給に関する事務
5 教育委員会	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年大衡村教育委員会告示第11号）による就学援助に関する事務のうち, 必要な学用品費等, 給食費等の費用の援助に係る認定及び支給に関する事務

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付又は移動支援等に関する事務等）	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
2 村長	大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 心身障害者医療費助成の申請書受理, 支給認定, 支給認定の変更, 支給認定の申請内容変更, 支給, 審査及び支払 (2) 心身障害者医療受給者証の交付, 再交付及び返還請求	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
3 村長	大衡村母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費助成に関する事務のうち, 母子・父子家庭医療費助	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 医療保険給付関係情報

	成に係る認定と支給に関する事務	(4) 生活保護関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
4 村長	大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する条例による医療費助成に関する事務のうち、万葉すくすく子育てサポート医療費助成に係る認定と支給に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 医療保険給付関係情報 (4) 生活保護関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	大衡村児童生徒就学援助費支給要綱による就学援助に関する事務のうち、必要な学用品費等、給食費等の費用の援助に係る認定及び支給に関する事務	村長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報 (3) 生活保護関係情報